

令和8年2月1日から 水源地域内で土地売買等を行う場合は 土地の売主・貸主による 事前の届出が必要になります！

福島県水源地域保全条例

水源地域の土地売買等の届出制度などを定め、本県の豊かな森林及び水環境を保全することを目的としています。

対象となる水源地域

かんよう
水源を涵養する森林区域や公共用水の取水区域など、水源を保全する必要がある区域です。詳しくは福島県ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

福島県企画調整部土地水対策室

住所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7123 メール tochi_mizu@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ [福島県水源地域保全条例](#) 検索



土地売買等の事前届出

届出対象	水源地域内の土地について、所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利を移転・設定する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主・貸主）
届出時期	契約を締結しようとする日の6週間前まで
届出先	福島県企画調整部土地水対策室
届出方法	電子メール、郵送、持参
届出対象外	<p>① 土地の面積が0.5ヘクタール未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、農地中間管理機構又は東日本高速道路株式会社の場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を要する契約又は同各項各号のいずれかに該当する契約 その他、相続など契約によらずに土地の権利を移転・設定するものは対象外です。</p>
届出の流れ	※は必要に応じて実施
<p>【土地売買等の契約】</p> <p>買主・借主 → ⑥助言内容伝達 → 売主・貸主</p> <p>①届出(契約締結6週間前まで) → 県</p> <p>⑤助言※ → 市町村</p> <p>②届出内容通知 → ③意見聴取※ → ④意見</p> <p>↓</p> <p>無届、虚偽の届出又は⑦⑧に応じない場合※</p> <p>⑨必要な措置を行うよう勧告</p> <p>↓</p> <p>⑨に従わない場合※</p> <p>⑩勧告に従うよう命令</p> <p>⑪命令に従わなかった旨及び当該命令の内容公表 → ⑫5万円以下の過料※</p>	